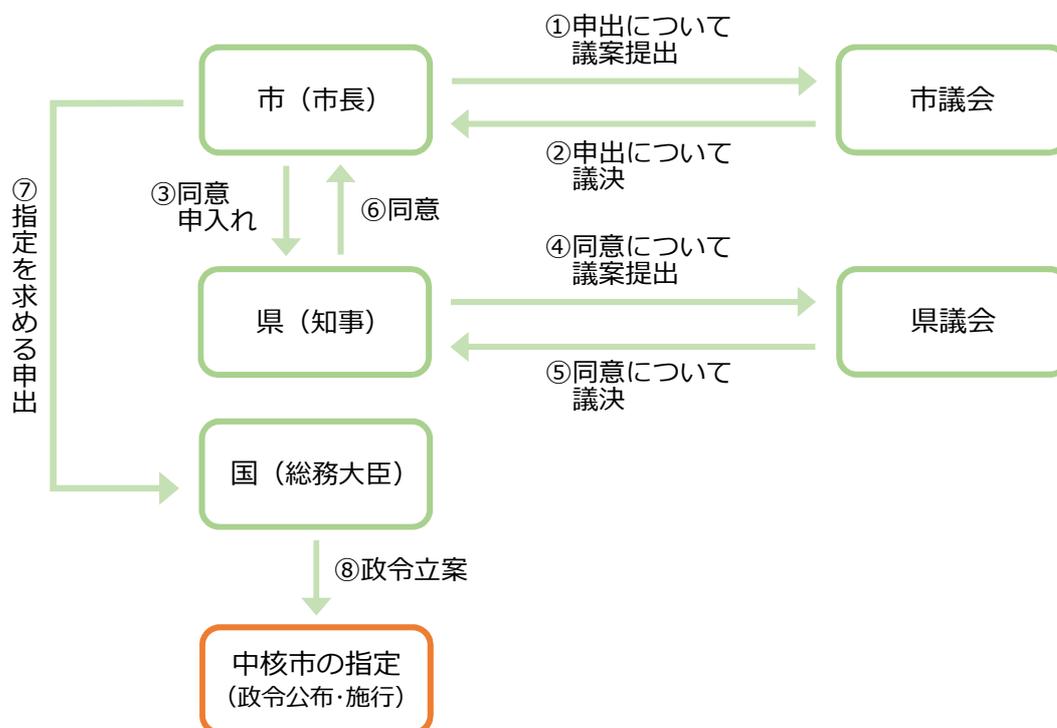


■中核市の指定手続きの流れ

中核市の指定を受けるには、市議会の議決、県議会の議決、県知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。

国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。



■主なスケジュール（予定）

年	月	内容
令和2年	2月	市議会へ中核市の指定に係る申出議案提出（2/28）（上図①）
	3月	市議会で同意議案可決（3/24）（上図②）
	4月	県知事へ中核市指定にかかる同意申入れ（4/6）（上図③）
	7月	県議会で審議・同意議案可決（7/6）（上図④、⑤）
	7月	県知事から同意書を受領（7/10）（上図⑥）
	7月	中核市指定の申出書を総務大臣に手交（7/29）（上図⑦）
	10月～11月	中核市指定にかかる政令立案、公布（上図⑧）
	12月	12月市議会定例会へ関係条例案の議案提出
令和3年	3月	県・市における事務引継書の締結
	4月	中核市へ移行